



平成29年 第3回定例会：11月16日

鴻巣行田北本環境資源組合議会会議録

鴻巣行田北本環境資源組合議会

平成29年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録 目次

| | |
|---------------------|----|
| ○招集告示 | 1 |
| ○議事日程 | 2 |
| ○会議に付した事件 | 3 |
| ○出席議員（14名） | 3 |
| ○欠席議員（0名） | 3 |
| ○説明のため出席した者 | 3 |
| ○事務局職員出席者 | 4 |
| ○開 議（午後 2時00分） | 5 |
| ○諸般の報告 | 5 |
| ○開 会（午後 2時01分） | 5 |
| ○議事日程の報告 | 5 |
| ○議席の変更及び指定 | 5 |
| 採決 | 6 |
| ○会議録署名議員の指名 | 6 |
| ○会期の決定 | 6 |
| 議会運営委員長報告 | 6 |
| 採決 | 7 |
| ○議案第11号の上程、提案説明 | 7 |
| 原 口 和 久 管理者 | 7 |
| 宮 澤 芳 之 会計管理者 | 8 |
| ○上程議案の質疑 | 11 |
| 質疑 7番 竹 田 悦 子 議員 | 11 |
| 答弁 片 寄 仁 志 次長 | 12 |
| 再質疑 | 14 |
| 再答弁 | 14 |
| 質疑 12番 金 子 眞 理 子 議員 | 15 |
| 答弁 片 寄 仁 志 次長 | 15 |

| | |
|-------------------|-----|
| 再質疑 | 1 6 |
| 再答弁 | 1 6 |
| ○上程議案の討論、採決 | 1 6 |
| 休憩（午後 2 時 4 5 分） | 1 7 |
| <hr/> | |
| 再開（午後 2 時 4 6 分） | 1 7 |
| ○視察研修について | 1 7 |
| 瀬山慎二 事務局長説明 | 1 7 |
| 質疑・採決 | 1 8 |
| ○一般質問 | 1 8 |
| 12番 金子真理子 議員 | 1 8 |
| 答弁 瀬山慎二 事務局長 | 2 0 |
| 再質問 | 2 2 |
| 再答弁 | 2 3 |
| 7番 竹田悦子 議員 | 2 4 |
| 答弁 瀬山慎二 事務局長 | 2 7 |
| 再質問 | 2 9 |
| 再答弁 | 3 1 |
| ○特定事件の委員会付託 | 3 2 |
| ○閉会（午後 3 時 3 4 分） | 3 2 |
| <hr/> | |
| ○署名議員 | 3 3 |

鴻環資組告示第6号

平成29年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を、11月16日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

平成29年11月6日

鴻巣行田北本環境資源組合
管理者 原 口 和 久

○ 議事日程

平成29年11月16日（木） 午後2時00分開議

- 第1 議席の変更及び指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第11号 平成28年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定について
- 第5 視察研修について
- 第6 一般質問

一般質問通告一覧

| 順 | 質問者氏名 | 質問事項及び内容 |
|---|----------|---|
| 1 | 金子真理子 議員 | 1 新施設建設整備について (1) 稼働予定の遅れについて 建設地及び周辺整備計画の具体化を (2) 余熱利用施設、環境学習施設の整備計画の進捗について 2 現行施設の解体費について (1) 環境省、総務省の支援制度について (2) 組合としての準備の必要性について |
| 2 | 竹田悦子 議員 | 1 環境調査について (1) ボーリング調査の結果公開の時期は (2) 環境影響評価の追加内容と結果について (3) 住民説明会を行うこと 2 建設候補地について (1) 農振除外について ア 2015年に、8年要件があることが分かった時点での組合議員への対応について イ 構成市よりいつ、どのように報告されたのか ウ 2017年7月議会本会議でなく、議員説明会での議題にした理由について エ 8年要件に伴い、事業計画に遅延が出るが盛り土を行った後の影響についての検証は オ 周辺の排水路・用水路の整備計画と建設地の調整池の大きさについて |

| | | |
|--|--|---|
| | | カ アクセス道路周辺住民の合意について キ 小針クリーンセンター周辺への検討は 3 建設費用について (1) 建設費用について早期に公表すること |
|--|--|---|

第7 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員（14名）

| | | | |
|------|------------|------|--------------|
| 1 番 | 川 崎 葉 子 議員 | 2 番 | 金 子 雄 一 議員 |
| 3 番 | 吉 野 修 議員 | 4 番 | 細 谷 美 恵 子 議員 |
| 5 番 | 松 島 修 一 議員 | 6 番 | 渡 邊 良 太 議員 |
| 7 番 | 竹 田 悦 子 議員 | 8 番 | 阿 部 慎 也 議員 |
| 9 番 | 梁 瀬 里 司 議員 | 10 番 | 香 川 宏 行 議員 |
| 11 番 | 岸 昭 二 議員 | 12 番 | 金 子 眞 理 子 議員 |
| 13 番 | 坂 本 晃 議員 | 14 番 | 吉 田 豊 彦 議員 |

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

| | |
|-----------|-----------|
| 原 口 和 久 | 管 理 者 |
| 工 藤 正 司 | 副 管 理 者 |
| 現 王 園 孝 昭 | 副 管 理 者 |
| 宮 澤 芳 之 | 会 計 管 理 者 |
| 吉 田 幸 一 | 監 査 委 員 |
| 飯 塚 孝 夫 | 参 与 |
| 小 卷 政 史 | 参 与 |
| 新 井 信 弘 | 参 与 |
| 関 口 泰 清 | 参 与 |

前 島 伸 行 参 与
加 藤 浩 参 与

○ 事務局職員出席者

事 務 局 長 瀬 山 慎 二
次 長 片 寄 仁 志
計画建設課長 佐 野 雄 一
副 参 事 新 倉 順
書 記 今 井 剛 史

午後 2時 00分 開議

△諸般の報告

○瀬山慎二事務局長 開会に先立ちまして、報告及び事務連絡をさせていただきたいと存じます。

行田市議会において、組合議員の補欠選挙が行われ、小林友明議員に代わり、吉野修議員が選出されましたのでご紹介いたします。

○吉野 修議員 行田市選出の吉野修でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○瀬山慎二事務局長 ありがとうございます。次に、本日の議会終了後、一旦休憩を挟みまして、事務局から報告事項がございますので、お時間をいただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

午後 2時 01分 開会

○坂本 晃議長 本日皆様には、公私極めてご多忙のところ本組合議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただ今から、平成29年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を開会いたします。出席議員が14名で、定足数に達しておりますから議会は成立いたしております。それでは、直ちに議長の職務を執らせていただきます。

△議事日程の報告

○坂本 晃議長 これより以降の議事日程につきまして、お手元に配布してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△議席の変更及び指定

○坂本 晃議長 まず、日程第1、議席の変更及び指定を行います。行田市選出の小林議員から、去る9月15日付、辞職願いが提出され、同日付でこれを許可し、行田市議会において、組合議員の補欠選挙が実施されました。その結果、吉野議員が、新たに選出されましたので、会議規則第3条第2項及び第3項の規定により、議席の変更及び指定を行うものです。

お諮りいたします。議席の変更についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席はお手元に配布した議席表のとおりでありますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○坂本 晃議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第80条の規定により議長において指名いたします。

3番 吉野 修 議員

4番 細谷 美恵子 議員

以上2名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○坂本 晃議長 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

——— 議会運営委員長 1番 川崎葉子 議員。

〔川崎葉子議会運営委員長 登壇〕

○川崎葉子議会運営委員長 ご報告申し上げます。

当委員会は、去る11月8日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程をお手元に配布いたしております、平成29年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会議事日程のとおり決定した次第であります。

また、竹田議員より、一般質問を行う際にパネルを使用したいとの申し出があり、協議を行った結果、質問に必要な範囲におけるパネルの使用及び資料の配布については、議長の許可を受けるものといたしました。

なお、提出期限等の詳細事項につきましては、再度委員会で協議し、議会運営委員会申し合わせ事項に追加し、ご報告いたしますのでよろしく願いいたします。

す。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○坂本 晃議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配布してあります印刷文書によりご了承願います。

△議案第11号の上程、提案説明

○坂本 晃議長 次に、日程第4、議案第11号を議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——— 管理者。

〔原口和久管理者 登壇〕

○原口和久管理者 本日、ここに平成29年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中をご参集賜り、重要案件につきましてご審議いただきますことに、心から厚くお礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただく案件は、平成28年度組合会計決算認定でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただき、今後とも鴻巣行田北本環境資源組合の運営に、なお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、新施設建設事業につきましては、本年9月1日に施設の整備及び運営業務の請負業者を決定する事業者選定アドバイザー業務の委託契約を締結し、今後において、事業者募集に必要な実施方針及び要求水準書等を作成することとなっております。

また、新施設建設等検討委員会に対し、余熱利用施設整備に関する施設内容及び規模等について、意見を求める予定でございます。詳細につきましては、議会終了後に事務局から報告いたさせますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、本定例会に提出いたしました議案第11号についてご説明申し上げます。なお、細部につきましては、後ほど、会計管理者から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議案書の1ページ、議案第11号平成28年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定についてでございます。決算の総額は、歳入7億800万7,691円、歳出5億9,936万5,623円で、歳入歳出差引額は、1億864万2,068円となっております。

なお、本件は、既に監査委員の審査も終了しており、その審査意見書並びに係資料として決算付表を配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。

○坂本 晃議長 次に、議案第11号の細部説明を求めます。

————— 会計管理者。

[宮澤芳之会計管理者 登壇]

○宮澤芳之会計管理者 それでは、議案第11号平成28年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定について、細部のご説明を申し上げます。

別綴りの平成28年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書をご覧いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。決算書の3ページ、4ページをお開き下さい。1款議会費1項議会費の支出済額は、3ページの一番右の列になりますが、180万6,506円でございます。これは組合議会関係経費でございます。全額3市広域の業務に伴う経費となっております。前年度と比較しまして、88万7,172円、率にして96.50%の増加となっております。主な支出は、組合議員の報酬と視察研修に伴う旅費等でございます。不用額19万5,494円は、臨時会の開催がなかったことと、視察研修旅費の差額により生じたものでございます。

次に、2款総務費の支出済額は、9,287万9,265円となっております。前年度と比較いたしまして、413万8,809円、率にして4.66%の増加となっております。総務費のうち、1項総務管理費の支出済額は、9,276万2,888円となっております。主な支出は職員の人件費でございます。職員人件費の合計は、8,502万4,748円で、総務費全体の約92%を占めるものでございます。不用額77万2,112円は、主に人件費に係るものでございます。

また、広域の業務に伴います人件費は、5,904万9,492円で、3市の協議に基づき人件費全体の約70%となっております。

次に、2項監査委員費及び3項公平委員会運営費の支出済額は、それぞれ5万7,752円と5万8,625円で、前年とほぼ同様の支出でございます。全額広域の業務に係る経費となっております。また、2項監査委員費8節報償費の支出済額1万円は、監査委員として8年以上在職したことによる組合表彰規定第2条に基づく副賞の記念品代を予備費より充当して支出したものでございます。

次に、3款事業費の支出済額は、4億5,357万5,267円となっております。前年度と比較いたしまして、290万3,833円、率にして0.64%の減少となっております。主な支出は、施設の運転維持管理に伴うもので、施設の修繕費、運転保守管理業務委託料や、焼却灰等処分業務委託料などとなっております。不用額4,276万9,733円は、主に電気使用料及び焼却灰処分業務委託料の残額によるものでございます。

次に、4款施設整備費の支出済額は、5,110万4,585円でございます。すべて広域の業務に係る経費となっております。前年度と比較いたしまして、2,242万5,974円、率にして78.20%の増加となっております。主な支出は、新施設建設事業に係る5つの業務委託の実施によるものでございます。不用額44万2,415円は、新施設建設等検討委員会の報酬及び費用弁償の辞退等によるものでございます。

次に、5款公債費及び6款予備費でございますが、支出はございませんでした。

次に、一番下の歳出の合計額は、支出済額5億9,936万5,623円、不用額は1億381万9,377円でございます。

次に、歳入について、ご説明申し上げます。1ページにお戻りいただきたいと

思います。

初めに、1款分担金及び負担金について申し上げます。収入済額は2ページの最上段の一番左になりますが、5億981万2,000円でございます。歳入総額に占める割合は72.01%でございます。前年度と比較いたしまして、1,554万1,000円、率にして3.14%の増加となっております。増加の主な要因は、新施設建設事業の進捗に伴う委託料によるものでございます。

次に、2款使用料及び手数料の収入済額は9,663万8,850円でございます。これは事業系ごみの処理手数料でございます。前年度と比較しまして33万7,650円、率にして0.35%の減少となっております。なお、不納欠損額の4万4,342円は業者の破産に伴う平成23年度の未収金について、債権消滅時効の5年を経過したことにより処分したものでございます。収入未済額の1万800円は、平成27年6月まで月払いで手数料を納めていた業者が倒産し、7月分の手数料が未収金となったことによるものでございます。

次に、3款国庫支出金は、2,429万7,000円でございます。組合で実施しました測量調査、地質調査、施設整備基本計画策定及びPFI導入可能性調査、環境影響評価書作成業務等の委託料に対する国からの補助金でございます。

次に、4款財産収入は、1万1,358円でございます。財政調整基金の預金利子でございます。

次に、5款繰入金は、財政調整基金からの繰入を行いませんでした。

次に、6款繰越金は、7,713万2,685円で、前年度繰越金でございます。前年度と比較しまして、1,711万3,421円、率にして28.51%の増加となっております。

次の7款諸収入は、11万5,798円で、1項預金利子1万6,198円と2項雑入9万9,600円でございます。前年度と比較しまして、5万5,806円、率にして32.52%の減少となっております。

以上が款ごとの収入済額でございます。一番下の段、歳入合計をご覧ください。

調定額7億806万2,833円に対する収入済額は、7億800万7,691円でございます。予算現額と収入済額との比較で、482万2,691円の

増額となっております。

次に、19ページをお開き下さい。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が7億800万7,691円でございます。歳出総額は5億9,936万5,623円となりまして、歳入歳出差引額は、1億864万2,068円でございます。実質収支額も同額でございます、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、20ページの財産に関する調書についてご説明申し上げます。

1の公有財産、2の物品につきましては、増減はございませんでした。

3の債権はございません。

4の基金につきましては、平成26年度から設置いたしました、財政調整基金9,813万6,818円に、本年度繰入額2,300万円及び定期預金利子1万1,358円が増加し、1億2,114万8,176円となっております。なお、財政調整基金は、本年度も定期預金により運用しております。

以上で、議案第11号平成28年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定について、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○坂本 晃議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑

○坂本 晃議長 次に質疑に入ります。質疑のある方は、ご通告願います。

————— 7番 竹田悦子議員。

○7番 竹田悦子議員 何点か質問をさせていただきます。

まず、20ページのところに財産に関する調書の2で物品の変わりはありませんということで、確かに項目は変わらないのですが、平成27年度においては取得価格30万円以上の物ということで表示をされておりました。しかし平成28年度では50万円の取得価格にしています。その変更した理由について、まずお伺いをいたします。

それから10ページです。2款の総務費、一般管理費の給料で、時間外勤務手当が前年度は97万7,889円でしたが、28年度においては、166万8,963円になっています。これは施設に関する部分も入っているんだというふう

にと思いますが、1番は今いろいろな新たな施設建設でご苦労されているというふうに思います。そういった意味では一人当たりの、時間外勤務というのはどれくらいやっておられるのか、ということと、年休の取得状況、元気で働いていただくことが大事だと思いますので、伺いたいと思います。時間外勤務手当の増額の要因は何であるかを伺っておきます。

それから15ページです。維持管理費の中で、委託料ですから基本的には毎年同じように委託をしているのかなというのが私の受け止めですが、上から2段目のクレーン保守点検業務委託料が、56万3,760円から75万6,000円に変わっているとか、決算年度と前年度と比べてね、浸出水処理施設巡回保守点検業務委託料は、前年度120万だったのが、90万7,000円になっているとか、ガス分析計点検整備委託料も211万円だったのが246万円になっている、この委託料の差異は、前年度と比べての差異の理由について、お尋ねをしておきます。

それから、18ページの4款施設整備費、13節の委託料、環境影響評価書作成業務委託料これが7月に行われた平成29年度の補正予算の中で、962万だったと思うんですけども、増額になっています。それはなぜかということ、県の技術審査会からいろいろ意見があって、項目とか期間を延長した方がいいということで補正になっているわけですが、前年度平成28年度においては、技術審査会の中ではどのような審議がされてきたのか、その技術審査会との関係で、環境影響評価についてどのようであったのかをお伺いします。

それから、決算の付表の15ページの最後にごみの搬入量が毎年こういう状況ですということを示されていますが、全体として構成市の中では減ってきているのですが、ちょっと気になるのが、ごみ搬入量で、一般、が増えているその点では、それぞれ事業系のごみだというふうに私は勝手に受け止めたのですが、この部分ではやはりごみの排出量を減らしていただく努力が必要だというふうに考えます。そういう点では、構成市との話し合い、協議はどのようになされているのかをお伺いしておきます。以上です。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。――― 次長。

○片寄仁志次長 竹田議員さんの質疑にお答え申し上げます。まず20ページ財産

に関する調書、物品の取得価格が30万円から50万円にした理由でございますが、公会計制度の実施に伴いまして、固定資産台帳に記載する金額が、公会計制度では50万円となっていることから、今回から決算書についても整合性を持たせるために50万円にさせていただいたものでございます。

次に、10ページ総務費一般管理費の時間外の勤務状況増額内訳と一人当たりの時間外、それから年休の取得状況でございますが、業務におきましては、総務課においては、28年度から会計事務を単独で行うための財務会計システム等の導入、並びに計画建設課の方におきましては、測量、地質調査、施設整備基本計画策定及びPFI導入可能性調査、並びに、環境影響評価書作成業務等の委託業務が新たに加わったことによりまして、事務量が増加したことに伴うものでございます。一人当たり1か月の平均の時間外につきましては、10.5時間、年で126時間となっております。年休の取得状況は、34%、一人平均6.8日でございます。

それから15ページの事業費2目維持管理費13節委託料で前年度の決算額の差異でございますが、クレーン保守点検業務委託料につきましては、19万2,240円の増額になっております。これにつきましては、2年に1回検査がございますので、その立会業務等も含めまして、検査を細かくしてもらうという形で増えております。浸出水処理施設巡回保守点検業務委託料の減額、30万2,400円につきましては、浸出水というのは最終処分場の方なのですが、そちらの水処理が埋立終了後10年以上経っておりまして順調に稼働しておりますので、巡回点検回数を減らしております。ガス分析計点検整備業務委託料は34万5,600円の増額となっております。これにつきましては、毎年交換部品が変わりますので、その部品代が増えたということでご理解いただければと思います。

次に18ページの4款の施設整備費の関係で技術審査会との関係についてですが、技術審査会は、埼玉県が設置している埼玉県環境影響評価技術審査会のことだと思うのですが、大学の教授、その他国の研究員で委員が構成されておられまして、知事は事業者から提出された調査計画書に意見を述べるにあたり、この技術審査会に意見を聞き、知事意見として事業所に意見書を送付しております。この度の調査項目等につきましては、この意見書に基づくもので、こちらに出された

ものを見て実施させていただいているということでお願いいたします。

それから決算付表、15ページになりますが、一般、の考え方ですが、これにつきましては組合設立当時の現在の前の施設からの、統計の取り方を載せてありまして、結果的には21ページの前年との比較の中に出てくるのですが、ここの内訳の中の行田市及び鴻巣市のそれぞれの事業系並びに一般家庭を足したものが、一般、として直接搬入されているということで15ページには記載されております。一般、は増えているという形ですが、全体としては減ってしまっていて、項目別には毎年それぞれ多少の変化はあるところですが。構成市とはこの辺については現在のところ調整等は行っておりません。以上でございます。

○坂本 晃議長 再質疑ありますか。——— 7番 竹田悦子議員。

○7番 竹田悦子議員 20ページのところからまず確認をさせていただきたいと思いますが、公会計制度の改定によって30万円から50万円にしたというのはわかりました。そういう点では、30万円の時に載っていたスプレー洗車機とか発電機というのは、50万円以下の取得価格だというふうに思いますが、これはあるということによろしいのかどうか、この辺を確認をしておきたいと思えます。

それから、10ページですが、時間外勤務手当が増えたというので非常にいろいろ仕事が増えて、大変だなというのはわかりました。1ヶ月あたり10.5時間なんですけど、年休の取得が、全体として少ないというふうに思えます。私も鴻巣で職員の労働時間の問題を取り上げていて、鴻巣では平均8.1日になったんです。年休の取得状況が。それでも全県平均からは少ないという状況の中で、この皆さんの健康診断もやっておられるというふうに思いますが、健康診断ではどういう結果になっておられるのか。ストレスをためないように仕事をしていただきたいというふうに思いますので、この点も含めて、職員の皆さんの健康管理状況についてお尋ねをしておきます。以上です。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。——— 次長。

○片寄仁志次長 再質疑にお答え申し上げます。最初の財産の30万円から50万円のものにつきましては、現在備品台帳に載っておりますので、使えるものにつきましては、そのまま載っているという状況にあります。

それから職員の健康管理状況なんですけど、各市と同じように健康診断を毎年行っ

ておりまして、それに合わせて何かあれば再検査なりを受けるようにという指導は
もちろん行っております。年休の取得につきましては、できるだけ取るようにとい
う形で管理職については指示してくれというふうをお願いをしているところでござ
います。

○坂本 晃議長 他に質疑の通告があります。———— 12番 金子真理子議員。

○12番 金子真理子議員 6ページの使用料及び手数料のところ倒産されて、
5年経って、不納欠損が出たということで金額的には少ないわけなんですけれど
も、この間回収に向けての作業などはどのようになっていたのかと、それから今
回、収入未済額ということでこれも金額的には少ないのですが、どのように処理
をされてくのか。金額的に少ないのでこのことに、費用をかけるということには
至らないのかもしれないけれども、当時の状況等をお知らせいただきたいと思
います。特に5年前になりますけれども、倒産ということでこの業者が持ってい
た例えばごみなどが不法投棄になってしまったり、あるいは置き去りにされてい
て、結局構成市と、このクリーンセンターの方のどこかで処理を負担していくと
いう、そんなような状況があったのかどうか、そのあたりも教えていただきたい
と思います。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。———— 次長。

○片寄仁志次長 それでは金子議員さんの質疑にお答え申し上げます。

まず不納欠損に至った経過等なんです、平成23年3月分をある会社が未納に
なりまして、その時は破産手続き開始通知が破産管財人から送られてきました。そ
れに基づきまして、こちらとしましては、破産債権届出書を提出いたしまして、回
収を図ったところでございます。その時の未収金額が1万7,550円ございまし
て、そのうちの配当額が1,708円あったというのが現状でございます。最終的
な時効の起算日としましては、24年1月17日になります。

2件目としましては、24年1月と2月にそれぞれ未収金がございまして、欠損
額が2万8,500円になるわけですが、こちらにつきましては、破産申し立ての
通知が弁護士から届きまして、破産債権届出書を出させていただいたという状況で
ございます。こちらについては、配当はありませんでしたので、24年2月を時効
起算日としまして、28年度に5年を経過したということで、不納欠損処理をさせ

ていただいたと。それから今後につきましては、今1万800円ございますが、これにつきましては今後、また5年になると思うのですが、32年に不納欠損させていただくという形になろうかと思えます。こちらにつきましては、許可業者関係が主になりますので、この中には不法投棄はございませんでした。

○坂本 晃議長 再質疑ありますか。——— 12番 金子真理子議員。

○12番 金子真理子議員 廃棄物の業者が倒産するということに至るには、多分いろいろな状況があるのだらうと思いますが、事前に察知できることがあれば、是非構成市の方とも協力して、税金の納め方が悪かったりとかいろいろあるんだらうと思うんです。ごみの処理費を支払わないというところがはっきりした段階で、そく手を打ってなるべく未回収がないように、金額が少ないので結果的には年数を待って、不納欠損に至るということになってしまいますと、前例的になっていくのは決していいことではありませんので、是非ご努力いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。——— 次長。

○片寄仁志次長 未収金が発生した時点で、30年以上たっている施設で3回なのですが、今現在はできるだけ入金の確認を急ぐようにする、銀行の確認も今度はこちらでできますので、銀行の確認もさせていただきますし、できるだけ請求書の方も手渡しで渡すということで、翌月の10日までには必ず取りに来ていただくということで、再発防止には努めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○坂本 晃議長 他に、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 他に質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

△上程議案の討論、採決

○坂本 晃議長 次に、議案第11号について、討論に入ります。討論のある方は、ご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第11号平成28年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○坂本 晃議長 挙手全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり認定することに決しました。

○坂本 晃議長 暫時休憩いたします。

午後 2時 45分 休憩

[吉田幸一監査委員 退席]

午後 2時 46分 再開

○坂本 晃議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△視察研修について

○坂本 晃議長 次に、日程第5、視察研修についてを議題といたします。

視察内容について、事務局の説明を求めます。————— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、来年1月に予定しております議会視察研修について、ご説明申し上げます。

本日お手元に配布いたしました平成29年度議会視察研修資料をご覧くださいと存じます。

1の目的でございますが、先進地視察を通して、ごみ処理施設の見識を深めるとともに、議会として新施設建設事業を円滑かつ公正に推進することとしております。

次に、2の日程でございますが、平成30年1月16日火曜、17日水曜の1泊2日を予定しております。

次に、3の視察先につきましては、千葉県成田市にございます成田富里いずみ清掃工場、成田市リサイクルプラザ及び株式会社ナリコーの民間処理施設並びにひたちなか市にございます、ひたちなか・東海クリーンセンターを予定しており

ます。

次に、4の参加予定者でございますが、組合議員、組合参与及び事務局職員の21名でございます。

次に、5の交通でございますが、往復貸切バスを予定しております。

以上で、議会視察研修の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○坂本 晃議長 以上をもって説明は終わりました。

次に、質疑に入りますから、質疑のある方は、ご通告願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本 晃議長 これをもって、質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。ただ今の説明のとおり、鴻巣行田北本環境資源組合会議規則第104条の規定により、議員を派遣することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本 晃議長 ご異議なしと認めます。よって、説明のとおり派遣することに決しました。

皆様全員の参加を、よろしくお願いいたします。

△一般質問

○坂本 晃議長 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

————— 12番 金子真理子議員。

[12番 金子真理子議員 登壇]

○12番 金子真理子議員 議長よりお許しをいただきましたので、議席番号12番金子真理子、一般質問を通告に従って行わせていただきます。

初めに、件名1、新施設整備についてお伺いをするものです。新施設の稼働は平成35年の予定で整備計画が現在進行中であり、議会への進捗状況説明は、主に議会終了後の時間を活用して行われております。7月の定例会においては、議会終了後の報告で土地改良事業の受益地であることから、法令手続きが当初のスケジュールより遅れが生じ、平成32年度になってから農振除外、それから都市計画決定、用地取得、業者選定が行われることになるという説明を受けました。

そのことからお尋ねをいたします。

要旨 1、稼働予定の遅れについて。これを建設地及び周辺整備計画の具体化する時間として、検討や協議、研究に有効にご活用いただきたいと思います。平成 30 年 3 1 年は、様々な手続きの準備期間となりました。建設業者選定に向けても、より具体的な実施計画を検討できる時間になると思います。準備期間が長くなったわけですから、より周到に準備を進めることができるはずです。つまり現在懸念されている、建設当該地の整備や、周辺整備の具体化を図る、検討する時間をより多くいただいたことになるのではと思います。7月の議会の竹田議員の一般質問のご答弁では、豪雨による道路冠水や、建設地の浸水の実績はないとしていましたが、10月22日、23日の台風21号通過の直後は、県道に水がひたひたとあふれていた、建設予定地は水の中であったと、県道を利用している方の話を伺いました。まず伺いたいのは、道路に水があふれているというのは道路冠水ではないのでしょうか。また、建設予定地が水の中というのは、浸水にあたらぬのでしょうか。ということでございます。さて、建設地は盛り土をするということですが、周辺の雨水が集まってくる場所のようですので、遊水地を用意したとしても、建設地の分の水量が他に流れていくことになるのではないのでしょうか。県条例に沿っての整備が予定されるのだらうと思うのですが、どのような整備を想定されていますか。また、進入路となる道路整備も盛り土の必要がありますが、工法についてはどのように考えていますか。お尋ねをいたします。

要旨 2 といたしまして、余熱利用施設、環境学習施設の整備計画の進捗について。これまで参与会と地元協議会において、話し合いが行われてきたということですが、これまでどのような話し合いが行われたのか伺います。

件名 2、現行施設の解体費について、お尋ねをいたします。要旨 1、環境省、総務省の支援制度について。新施設が稼働したのちに解体されるので、建設計画には盛り込まれず、別枠の事業として後回しになりがちで、全国的にも解体はスムーズに進んでいないという状況が見られます。国も支援制度を用意していますが、条件もあり、対象にならない場合もあるようです。現状では、環境省の循環型社会形成推進交付金が3分の1、また総務省の地方財政措置による廃焼却炉解体に対する支援制度は、起債に対する交付税措置をするという形の支援制度があ

るようです。これらの制度が変わらないとした場合、この小針クリーンセンターは支援制度に該当するのでしょうか、お尋ねいたします。まだまだ先の話でありまして、直接に関係しない北本市の私が伺うのはおかしな話かと思われませんが、廃炉の解体というのは、この当組合にとっては、新設に次ぐ大きな事業である、重要な事業であると思っておりますので、お聞かせください。

要旨 2、組合として準備の必要性について伺います。新施設の建設費積立は、各構成市で基金を設置し準備をしていますが、平成 31 年には周辺整備費用等の概算が示されます。それと施設の整備費と合わせ、巨額の財源が必要になってくる。そして、起債による将来負担を用いていくことになるだろうと想像できます。こうした状況下で、旧施設に関しては、本来的に見ては起債による将来負担はそぐわないものではないでしょうか。視察等で知り得るものの廃炉、解体については、規模や状況が様々であり、また新水路が該当しても数億程度は必要ではないかというふうに思われます。先のことだからこそ、稼働している間に準備ができますので、ご検討をされてはいかがでしょうかと思ひまして、伺うものでございます。以上どうぞよろしくお願ひいたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。————— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、ご質問に順次お答え申し上げます。

はじめに、1、新施設建設整備についての(1)施設稼働予定の遅れについて、建設地及び周辺整備計画の具体化を、についてですが、去る10月22日に上陸した台風21号では、熊谷地方气象台によりますと、10月20日午後7時ごろから23日午前7時までに、総雨量289ミリを記録したとのことでございます。特に、23日の午前0時から午前2時までの降水量は61.5ミリとなるなど、豪雨により荒川や元荒川が増水し、鴻巣市内においては道路冠水や舗装の破損等が発生したと伺っております。組合では、10月23日午前8時頃、建設候補地周辺の道路冠水状況等の確認を行いました。その結果、建設候補地付近の農地は、洪水調節機能もあることから湛水しておりました。また、農地に出入りするための農道は冠水しておりましたが、隣接する県道内田ヶ谷鴻巣線や新設搬出入路の整備箇所においては、道路冠水は見受けられませんでした。今後、周辺環境整備

として水路及び新設搬出入路の整備等を予定しておりますが、施設建設スケジュールに合わせ、関係機関と協議を行い、工法などを決定する予定でございます。現在のところ詳細は決まっておりませんが、新設搬出入路の整備については、平成31年度以降を見込んでおります。今後におきましても、平成35年度稼働に向け、事務を進めてまいりたいと存じます。

次に、(2) 余熱利用施設、環境学習施設の整備計画の進捗について、ですが、余熱利用施設については、地元からの要望を踏まえ、他の自治体の事例などをもとに地元協議会や構成3市と協議してまいりました。余熱利用施設については都市計画施設ではないことから、これまで、ごみ処理施設と一体的に整備しないと建設できないものと事務を進めてまいりましたが、9月初旬に関係機関と整備に向けた協議を行った結果、ごみ処理施設と切り離し、別棟としての整備が可能であることが判明いたしました。こうしたことから、具体的な整備内容につきましては、新施設建設等検討委員会で検討していただくこととし、11月6日付けで議長に対し、委員の推薦依頼を行ったところでございます。また、環境学習施設につきましては、事業者選定に係る要求水準書の中に、見学コースや展示スペースなどの基本的事項を盛り込み、事業者からの提案書をもとに決定する予定でございます。

次に、ご質問の2、現行施設の解体費について、でございますが、(1)の環境省、総務省の支援制度については、平成29年度現在の支援制度として、環境省の循環型社会形成推進交付金及び総務省の地方財政法に基づく地方債の対象とする特例がございます。

議員ご質問の小針クリーンセンターは支援制度に該当するかにつきましては、それぞれ跡地の廃棄物処理施設整備への利用や公共施設等総合管理計画の策定など様々な条件が課せられており、現時点では詳細な検討は行っておりませんので、該当するかしらないかについても精査していない現状でございます。また支援制度につきましては毎年改正が行われており、総務省の支援制度である起債に対する交付税措置は現在なくなっております。こうしたことから、支援制度の状況を逐次調査するとともに、本組合にとって適した支援制度の活用を検討してまいりたいと存じます。

次に、（２）組合として準備の必要性については、施設解体費用につきまして、平成１７年から平成２４年に解体工事を実施した３８施設のデータをもとに申し上げますと、施設規模が違いますのでトン当たり単価で比較しますと、最大４２万１千９００円、最小４万６千８００円、平均１万７千２百２０円となっております。このトン当たり単価の平均額を、本組合に当てはめた場合は、約２億４千４００万円と試算されます。しかしながら、基礎杭の撤去を行うなどを含む場合には、大きく異なるものと思料され、現時点では跡地利用の方法についても検討されておられませんので、解体費の試算は行っておりません。こうしたことから、本組合では現施設の運営費の平準化を図るため、財政調整基金を設置しており、構成市と協議し解体費についても考慮してまいりたいと存じます。また、支援制度に伴う起債の借り入れにつきましては、構成市の財政負担の平準化も必要と考えますので、基金積立額及び解体費並びに跡地利用等の状況を踏まえ検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○坂本 晃議長 再質問ありますか。————— １２番 金子真理子議員。

○１２番 金子真理子議員 それでは件名１から再質問させていただきます。豪雨の際には必ず現地調査を行って確認をされているということですので、写真に残していらっしゃると思うのですが、是非私どもにも、降雨量も合わせて記録されているものを公表いただきたいと思うんです。市民の方も大変心配をして情報を寄せていただいております、私どもに。ということでお答えをお届けしたいなあというふうに思いますので、是非公表をお願いしたいと思います。また、搬入路ですが、以前いただきました地図に沿って行きますと、この施設の周辺は搬入路で当該組合が整備していたものと思うのですが、ここにつながる道路というのが新設されてくるんだらうと思うんです。それはそこの市の鴻巣市さんにかかなり負担が来てしまうのかなというふうに思われるので、工法であるとか分担であるとか、しっかりと協議をしていかないといけないんだらうというふうに思います。関係機関というのは、どういった機関を指していらっしゃるのでしょうか。土木系の専門家等も入っての研究機関というふうになるのでしょうか。それから、整備は当然３１年度以降になるということですが、そういった関係機関との協議、検討に入るのはもっと前でないと実際仕事ができないので、いつ頃になっていく

というふうに見ていらっしゃるかお答えください。

それから余熱利用施設の方なのですが、別棟ということができるということで、関係機関との協議の中でわかった、どういった関係機関と協議をされて、わかったことなのでしょうか。それから、要求水準書に基づいてそこに盛り込まれているものをということですが、どういうものを盛り込んでもらうかというのを、組合の方で示していくというのが大事なことかなと思います。是非環境学習、あるいはリサイクル啓発等については、業者任せというのではなくて、現状の我々の地域の課題を含めて、検討いただきたいかなと思いますので、例えば学校関係やごみ減量に取り組んでいる団体、リサイクルについては婦人団体などからのご意見を頂いて、ある程度の方向や、これは作ってほしい、これは行っていただきたいというようなご意見を基に、組合として意向は示すべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

それから件名2についてですが、支援制度の方は現状ではお答えは難しいようですが、いずれにしても自己財源が必要であるということだと思います。2の組合としての準備については、ざっくりと金額もお答えいただきましたけれども、試算ということではないとのことでありました。財政調整基金を設立して今対応しているということにはなるわけですが、現在の決算では、財政調整積金残高が1億2,100万円になっております。毎年度の剰余金を積み立てて、多額な修繕が発生しないということを考えますと、なんとかなるのかなというふうにも思うわけですが、財政調整基金で行くというような形になるということもありうるのでしょうか、お尋ねいたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。——— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 再質問にお答え申し上げます。はじめに、今年の台風21号後の状況を議会にも報告していただきたい、についてですが、建設予定地前の県道及び搬入車両用の新設道路については、冠水は見られませんでした。なお、詳細については、議会終了後の議員説明会でご報告させていただきたいと存じます。

次に、搬入路や水路整備に係る関係機関、についてですが、新設搬出入路や県道からの出入口に関しては、鴻巣市の道路課や産業振興課、北本県土整備事務所、警察署及び笠原土地改良区などでございます。また、排水路に関しては、元荒川

上流土地改良区及び笠原土地改良区となります。新設搬出入路と県道からの出入口については、既に7月頃から鴻巣市との打合せを行っております。正式な協議は、測量、設計委託業務の中で行うこととなりますので、県道からの出入口は平成30年度から、新設搬出入路は平成31年度からを予定しております。

次に、余熱利用施設に関する地元協議会及び構成3市との協議内容について、ですが、他の自治体の事例などをもとに協議してまいりましたが、来年1月中旬頃開催予定の地元運営協議会において、地元からの要望を取りまとめる予定でございます。

次に、環境学習施設、についてですが、平成28年度の新施設建設等検討委員会より、環境学習の推進及び環境問題の啓発を図るため、見る、触れる、学ぶ、考える、をコンセプトに、4Rを実践できる多機能スペースを含んだ環境学習機能を整備すること、との答申をいただいております。組合では、決して業者任せでなく、この答申に沿った組合の方針を定めた上で、事業者から施設に合わせた提案をしていただく予定でございます。

次に、既存施設の解体費用について、ですが、先ほどの答弁と繰り返しになりますが、基金積立額及び解体費、並びに跡地利用等の状況を踏まえ、検討してまいります。以上でございます。

○坂本 晃議長 次に、竹田議員の質問に移りますが、パネルの使用を許可しております。——— 7番 竹田悦子議員。

[7番 竹田悦子議員 登壇]

○7番 竹田悦子議員 議席番号7番竹田悦子でございます。通告順に従いまして一般質問を行います。件名1、環境調査について。(1)ボーリング調査の結果公開公表の時期は。前議会での答弁では公表できるようになったら議会に報告とのことでした。その後の経過と見通しについてお伺いをいたします。

(2)環境影響評価の追加内容と結果について。前議会での環境影響評価書作成業務委託料962万円の追加補正された部分についてのお尋ねです。その後の経過と見通しについてお伺いをいたします。

(3)住民説明会を行うこと。積極的に情報公開していただく姿勢は伝わってきています。色々な要望も寄せられているだけに、説明会を行うことは、より組

合の姿勢が伝わると考えます。こまめに説明会を開くことを求めます。

件名2、建設候補地について。(1) 農振除外について。私が初めに出席した7月20日開会の議会の議員説明会でのこの件についての報告がありました。2015年2月に報道された埼玉新聞を見た県職員が、この地域は安養寺堰の工事による受益地域であり補助事業を行った翌年から8年間の要件があるということで農業振興地域から除外できないことが明らかになり事業計画について変更があることが説明されました。私は初めての議会でしたので、よく分かりませんが、経験のある議員からお話を伺うと初めてこの件については報告されたとのことでした。2015年の時点でこのことが指摘されていたにもかかわらず、新たな施設建設について真剣に議論をして議会に対して何も報告がなかったこと自体、とても私は不思議でなりません。

ア、2015年に、8年要件があることが分かった時点での組合議員への対応についてお伺いをいたします。

イ、構成市よりいつ、どのように報告されたのか。議会に報告されていなかったということは建設候補地としての鴻巣市からは報告がなかったのか。鴻巣でなんとか対応しますと、環境資源組合には報告されていたのか。この件についての経緯についてお答えください。

ウ、2017年7月議会本会議でなく、議員説明会での議題にした理由について。会議録が公表できない議員説明会での報告にした理由についてお伺いをいたします。

エ、8年要件に伴い、事業計画に遅延が出るが盛り土を行った後の影響についての検証は。この地域は田んぼですので、盛り土をしなければならない土地です。過日、10月21日から22日にかけて、台風21号は大変な風と雨をもたらしました。(パネルを提示) この写真は、10月23日の建設候補地の状態を撮ったものです。上の方はカントリーエレベーターの横の農道から撮ったものです。農道が冠水し、田んぼに稲の穂がほんの見えるくらいの状態になっていました。そしてこの下が、一週間後の10月30日の状態です。この地域は標高12mの後背湿地ですから周辺道路も冠水し、しばらくは通行止めになっていました。こうしたことを考えると盛り土を5.5haにわたって行うわけですから、大変な

事業になると改めて感じたところです。このような場所は8年要件をクリアして用地買収を行い、盛り土を行ったとしても、周りへの影響は本当に大丈夫なのか心配です。8年要件に伴い事業計画に遅延が出るが盛り土を行った後の影響についての検証はどうされているのか伺います。

オ、周辺の排水路、用水路の整備計画と建設地の調整池の大きさについて。今回の台風により周辺整備はまず優先すべきと感じましたので改めて伺います。これまでの説明では、並行して排水、用水路の整備を行うということですが、先に整備しなければ、降った雨はどうなるのか心配ですので改めてお伺いをいたします。また調整池の大きさについてどのように検討されているのかも併せてお伺いをいたします。

カ、アクセス道路周辺住民の合意について。安養寺が主だと思いますが、地権者の意見はどうか、お尋ねをいたします。

キ、小針クリーンセンター周辺への検討は。色々私なりに検討すると課題は山積しています。担当している職員の皆さんのご苦勞が本当によくわかります。そういう点でも建設に当たっての費用を考えると再度検討することの方がいいのではないかと私は思います。見解をお伺いいたします。

3、建設費用について。(1) 建設費用について早期に公表すること。市民の方に環境資源施設の建設についてお話をすると、総額でいくら費用がかかるのか、2019年にならないと分かりません、と、お話をしたところ、そんな無責任なことはないと叱責されました。いくらお金が必要か分からないまま印鑑を押しているようなもので、随分と市民に対して失礼なことではないかと言われてしまいました。たしかにその通りだと思います。市民の貴重な税金を使って新たな環境資源施設です。そのために各市からエキスパートの職員が派遣され建設を進めているわけです。各地域で事業例もあるわけですから、こうした例も参考にしながら、せめておおよその全体の建設費はいくらかかるのか、市民に示すべきであると私は考えます。総額でいくらかかるか公表できないが、とにかく事業は進めさせていただきたいという考えをまず改めることができるのか。そして、次期、早期議会までに公表することを求めるもので、以上で、壇上での質問といたします。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。————— 事務局長。

[瀬山慎二事務局長 登壇]

○瀬山慎二事務局長 それでは、ご質問に順次お答え申し上げます。はじめに、ご質問の1の(1)ボーリング調査の結果公表の時期は、についてですが、7月の組合議会で答弁いたしましたとおり、調査結果については、今後、事業者選定委員会において専門家による分析、検証をお願いする予定でございます。来年3月頃までには、1回目の事業者選定委員会が開催できるよう、現在、事務を進めております。従いまして、現時点では公開することはできませんが、公開できる時点で組合議員の皆様にお知らせをいたします。

次に、(2)の環境影響評価の追加内容と結果について、でございますが、追加した調査項目の主な内容は、水象、地盤では、観測井戸の水位調査を年4回から1年間の連続測定に変更しました。また、大気では、昨今、注目の高いPM2.5の調査地点として沿道4地点を追加したほか、水質では調査回数を年1回から年2回に、騒音では、建設候補地の風下に調査地点を1地点追加いたしました。なお、調査結果につきましては、平成31年12月頃、調査結果及び予測、評価を掲載した環境影響評価準備書を公表する予定でございます。

次に、(3)の住民説明会を行うこと、についてでございますが、環境影響評価の準備書に関する説明会を平成31年12月頃開催する予定でございます。その後につきましては、環境影響評価に関して、必要と判断した時には、住民説明会を実施してまいります。

次に、2、建設候補地について、の(1)農振除外について、のア、2015年に8年要件があることが分かった時点での組合議員への対応について、イ、構成市よりいつどのように報告されたのか、及びウ、2017年7月議会本会議でなく、議員説明会での議題にした理由について、は関連がございますので、一括してお答えいたします。組合では、建設候補地の選定当時において、さいたま農林振興センター及び鴻巣市に対し、土地改良事業などの受益地ではないことの確認を行っており、確認が得られたことから、事務を進めてきたものでございます。平成27年5月に、さいたま農林振興センターから組合に連絡があり、建設候補地が県営かんがい排水事業「安養寺堰の用水事業」の受益地であることが判明したものでございます。また、判明した当時より、県においても全く除外できない

ということではなく、組合と鴻巣市、県農政部局とで、平成35年度稼働に向けた調整をしていくことを確認しておりました。

この間、組合及び鴻巣市と県農政部局及び県都市計画部局との間で粘り強く調整を行い、その結果を平成29年7月の組合議会で報告させていただいたものでございます。また、本会議ではなく、議員説明会において報告させていただきましたが、平成26年度の構成3市による組合設立以降、議会終了後の議員説明会での事業の進捗状況を報告しております。組合設立当初より、まず組合議員の皆様にご報告させていただき、その後、構成市議会に公表しているものでございます。

次に、エの8年要件に伴い、事業計画に遅延が出るが盛り土を行った後の影響についての検証は、及び、オの周辺の排水路・用水路の整備計画と建設地の調整池の大きさ、についてでございますが、関連がございますので、一括してお答えいたします。造成工事及び排水路等の整備に当たりましては、平成35年度稼働に向けて、建設地周辺や工期などに影響が出ることをないよう、最も適した工法等を検討してまいります。

次に、カのアクセス道路周辺住民の合意について、ですが、新設道路につきましては現在のところ線形や工法等が決まっていない状況でございます。決まり次第、地権者説明会を開催し、全ての地権者の皆様にご協力をいただけるよう、丁寧に説明してまいりたいと存じます。

次に、キの小針クリーンセンター周辺への検討は、についてですが、建設候補地につきましては、平成25年5月7日に構成3市で締結いたしました「ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」に基づき、鴻巣市内に建設することとしております。

また、ごみ収集運搬経費を考慮いたしますと、構成3市の地理的な中心に建設することが、最も効率的で経済的であることから、鴻巣市内に建設することに決定したものでございます。

次に、ご質問の3、建設費用について、の(1)建設費用について早期に公表すること、についてでございますが、公表できる費用に関しましては、施設整備基本計画で既に公表しております。

今後におきましても、施設建設スケジュールに合わせ、公表できる段階で公表してまいりたいと存じます。以上でございます。

○坂本 晃議長 再質問ありますか。——— 7番 竹田悦子議員。

○7番 竹田悦子議員 ひとつとお答えいただきましたので、再質問を行います。まず件名1の環境影響評価調査の(1)でございますが、ボーリング調査を行う上では、まだ土地は組合所有のものではありません。ですから、土地の所有者とはこのボーリング調査を行う上ではどのような話し合い、あるいは協議、契約をしたのかお伺いをしておきます。

それから2点目の環境影響評価の追加内容と結果についてですが、これは平成31年に行うということでしたけども、毎年行った結果というのは当然返されてきているというふうに思います。観測地点の場所等議会に示すことと、それから中間報告を行うお考えが持てるかどうかお伺いしておきます。

それから3の住民説明会についてですが、今のお答えは組合としては必要だったら説明会を行うということですが、概要版の平成29年の2月のこれは住民説明会でこういう事業ですよとか色々説明をされておられるわけで、しかし、8年要件も含めて事業計画が遅れるということは明らかですね。そういう点では、事業計画が遅れることや、環境影響評価の項目も増えているということでは、途中経過も含めた説明会をしてほしいと、住民の側からあった場合は行うお考えが持てるかどうか、お聞きしておきます。さらに件名2の建設候補地ですが、農振除外のAの質問の再質問ですが、2015年に8年要件があることが分かったということで、色々となんとかならないかということで、国なり県なりに働きかけをしてきたのだというふうに思います。そういう点では、組合と鴻巣市、県農政部で平成35年度稼働に向けた調整をしていくことを確認をし合っているんですが、ではなぜ8年要件があることが分かりましたという時点で私は組合議員には報告をすべきではなかったかというふうに思います。それによって当然、農振除外をしなければならないわけですから、その結果は別としても、とにかく事実が分かった時点で議会に報告をするというのは本来の姿勢だと思いますが、なぜその時点で説明をしなかったのか、その時の判断がどういう判断だったのか改めてお聞きしておきます。それからイですが、構成市よりいつどのよ

うに報告されたのか、それはどちらが先に事実を知ったのかということでは、当然構成市の方が農業振興地域ですので、そういう点では知ったのかなというふうに思いますが、どのような形で報告されたのかを、どちらが先に知ったのかということをお聞きしておきます。それから、ウの議員説明会での議題にした理由についてですが、事業の進捗というのはあくまで計画ということですから、配っているわけですね、そして色々なところに置いているわけです。そういう点ではこの平成32年の初頭から設計建設工事となっていますが、当然事業が遅れることは誰が考えても明らかですね、報告もされています。そういう点では大きな変更だというふうに思います。ですから、今環境資源組合の議会の会議録もインターネットで見ることができます。そういう点から見ると、やはり市民に公表する、誰が見てもわかるようにするのは、インターネットやホームページで見れるようにすることが、あくまで公表の度合いというのは高くなると思います。そういう点では、大きな変更ですので、公表できるよう議会でやってもらうように検討できないかを改めてお聞きをしておきます。

それからエとオですが、今回の事例も含めて想定内のことなのか、並行して行うということですから、並行はあくまで雨が降ったらみんな一斉に水が溜まると、田んぼの周りに水が溜まるということですので、そういう点では私が先ほど申し上げたとおり優先して、この水路や排水路や用水路の整備計画を進めることが大事かというふうに思います。そういう点では今回の事例も含めて最初からそうしたことを想定されていたことなのかを確認したいと思います。

それからキですが、小針クリーンセンター周辺でということでは、全体の工事費を含め効率的経済的とする根拠についてお尋ねしておきます。試算されているならば、その数字もお示しいただきたいというふうに思います。

それから、件名3の建設費用の(1)ですが用地購入費は1億5,000万ということを目にしたことがあるんですが、鴻巣ではカントリーエレベーターの土地をJA埼玉へ売却するというので、9月議会にその議案が出されています。ですから、当然鴻巣のカントリーエレベーターの近くが建設候補地ですので、せめて用地購入費はいくらになるのかということを示していけるのではないかと、考えますので、それらを含めてお答えください。

○坂本 晃議長 執行部の答弁を求めます。————— 事務局長。

○瀬山慎二事務局長 では、再質問にお答えいたします。初めにボーリング調査を行う上で、土地の所有者とどのような内容の契約をしたのか、についてでございますが、ボーリング調査5地点の地権者に対しまして、平成28年11月22日にご自宅を訪問し、工程などを説明した上で了解を得て実施したものでございます。

次に、環境影響評価の追加観測地点の場所について、ですが、県の意見書に基づき調査項目を追加しましたが、調査計画書の図面に反映しておりませんので、作成後配布したいと存じます。

また、環境影響評価の中間報告について、ですが、準備書に関する説明会を開催いたしますので、中間報告を行う予定はございません。

次に、事業計画が遅れることや環境影響評価の調査項目が増えたことなどの説明会開催について、でございますが、法令手続き上の事務スケジュールのため、組合ホームページへの掲載等に対応いたします。また、環境影響評価については、先ほど申し上げましたとおり、準備書に関する説明会を開催いたします。

次に、8年要件が分かった時点で、組合議員に説明しなかった理由、につきましては、組合及び鴻巣市、県関係部局との間で、平成35年度稼働に向けて調整していくとの認識のもとに、これまで調整を行ってきたものでございます。過日も10月13日に、市と県の担当者が集まって今後のスケジュールについて見直しを行って無事終了しているところでございます。平成35年度に確実に稼働を計画しているところでございます。

次に、どちらが先に事実を知ったのか、についてでございますが、平成27年5月のさいたま農林振興センターからの連絡を受けた時点で、組合と鴻巣市も受益地と認識したものでございます。

次に、事業の進捗状況については、公表できる議会で行うべき、についてでございますが、先ほど答弁したとおり、組合設立当初より、まず組合議員の皆様にご報告させていただき、その後、構成市議会に公表しているものでございます。

次に、排水路を造成工事と並行して整備することを想定した工法なのか、についてですが、造成工事後に排水路整備を予定しております。なお、工法等につい

ては、造成後において建設地周辺などに影響が出ることはないように検討してまいります。

次に、全体工事費を含め、効率的経済的とする根拠について、でございますが、先ほども申し上げましたとおり、構成3市の合意に基づき決定したものでございます。

最後に、土地購入予定価格、についてでございますが、建設用地の取得に当たっては、不動産鑑定士による土地の鑑定評価を行う予定でございますので、現時点ではお示しすることはできません。以上でございます。

○坂本 晃議長 以上で組合に対する一般質問を終結いたします。

△特定事件の委員会付託

○坂本 晃議長 次に、日程第7、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本 晃議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の議会運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、平成29年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を閉会いたします。御協力、誠にありがとうございました。

午後 3時 34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成30年 1月 日

鴻巣行田北本環境資源組合議会議長

坂 本 晃

鴻巣行田北本環境資源組合議会議員

吉 野 修

同

細 谷 美 恵 子